

せたな



せたな町認定こども園きたひやま開園
平成30年度せたな町暫定予算のお知らせ
平成28年度せたな町普通会計決算の報告
まちづくり推進課からのお知らせ
平成30年度新規採用職員のご紹介
保健師からの健康アドバイス
慢性腎臓病（CKD）に注意しましょう！
それ行け！協力隊！、Topics ほか



せたな町立認定こども園きたひやま開園



「せたな町立認定こども園きたひやま」は北檜山幼稚園と北檜山保育所が一つになり、平成30年4月に開園した幼保連携型の認定こども園です。

幼保連携型認定こども園は、平成27年4月から始まった「子ども子育て支援新制度」のもと、小学校入学前の幼児教育と保育を一体的に行う一つの施設として新たにスタートしました。

せたな町立認定こども園では、保育に必要な0歳から2歳の子供に対しては保育所と同様の保育を行い、3歳以上の子どもに対しては、年齢ごとに学級編成をして幼稚園教育と保育の必要な児童への保育を行います。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちが安心して健やかにこども園での生活ができるよう、ご家庭や地域と協力しながら、教育・保育に取り組んでいきます。

【施設の内容】

種類	幼保連携型認定こども園
所在地	せたな町北檜山区豊岡259番地1
連絡先	代表電話：0137-84-5255 FAX：0137-84-5181 子育て支援室：0137-84-5855
受入年齢	生後6か月以降から小学校就学前まで
開園時間	午前7時30分～午後6時30分 (土曜日は午後1時まで)
設置者	せたな町（せたな町北檜山区徳島63番地1） 代表者 せたな町長 電話番号 0137-84-5111（代表）
開設年月日	平成30年4月1日

こども園の運営について

【基本理念】

- ◆ ころ豊かに心身ともにたくましく、未来を拓いていく子どもを育む

【育成方針】

- ◆ 一人ひとりを大切に、家庭や地域とともに歩む幼児教育および保育を目指す

【育成目標】

- ◆ 健やかなからだと豊かなこころを持つ子ども
- ◆ 自ら考え主体的に行動する子ども
- ◆ 基本的な身の回りのことができる子ども
- ◆ 自分の思いを表現できる子ども

【こども園園舎・園庭の内容】

- こども園の敷地面積 6,304.30㎡ (町有地)
- 園舎の構造及び設備等 延べ床面積 1,465.27㎡ 木造平屋建
 - 園舎は北檜山小学校に隣接した高台に位置し、保育室を南側に面して配置
 - 保育室6クラスと一時保育室、子育て支援室（おひさまるーむ）を設置
(0歳児には保育室のほかに安眠室を設置)
 - 屋内遊戯室に加え、保育認定児用の午睡室を設置
 - 暖房は温水床暖房（灯油）及びパネルヒーター
- 園庭（屋外遊戯場）面積 1,851㎡



(単位：円)

【認定こども園建設に係る事業費などの概要】

事業名	事業内容	工期	事業費
認定こども園新築工事基本設計業務	建築・電気及び機械設備・外構の基本設計	H27.4.15～H28.1.29	5,238,000
認定こども園新築工事実施設計業務	現況測量、地質調査、建築・電気及び機械設備・外構の実施設計、工事費積算	H28.5.19～H29.1.31	24,624,000
認定こども園新築工事監理業務	建物新築工事及び外構工事の監理業務	H29.4.24～H30.2.13	11,340,000
建築主体工事	こども園園舎新築工事	H29.4.28～H30.1.31	504,360,000
電気設備工事	園舎内電気設備新設工事	H29.4.28～H30.1.31	80,460,000
機械設備工事	園舎内機械設備新設工事	H29.4.28～H30.1.31	103,680,000
外構整備工事	園庭・駐車場・園舎周辺整備	H29.4.28～H30.3.30	82,080,000
備品整備事業	保育・施設・厨房用備品	H30.3.30	17,667,072
事業経費			829,449,072

事業に係る財源内訳	①国庫補助金（学校施設環境改善交付金）	65,103,000円
	②起債（合併特例債）	674,000,000円
	③起債（過疎債）	24,600,000円
	④一般財源	65,746,072円
	計	829,449,072円





■新年度予算は暫定予算でのスタート

平成30年第1回町議会定例会において、平成30年度一般会計をはじめ各会計予算（案）が議決される見通しが立たなかったことから、町は4月から6月までを期間とする暫定予算を議会に提案し議決されました。

暫定予算とは、通常予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合、一定期間について、行政の中断を防ぐため、通常予算が成立するまでの間の最少限必要とされる経費を計上したものです。

つまり、通常予算が成立するまでの「つなぎ予算」なのですが、暫定予算とはいうものの住民生活に必要な公共サービスの中断や社会経済活動の停滞を招くことがないように一部の政策的経費が含まれています。

なお、通常予算成立後は、暫定予算は通常予算に引き継がれ、効力を失うことになります。

◆暫定予算で計上した主なもの

- ①暫定期間（平成30年4月～6月）に必要な経費
- ②人件費、扶助費などの義務的経費
- ③一般的な行政サービスを提供するために必要な経費、施設維持管理費
- ④国、道及び他市町村・団体等との連携、予算措置に応じた経費
- ⑤その支出を中止した場合、住民生活及び社会経済活動に大きな影響を及ぼす経費

なお、歳入は、暫定期間中に収入が見込まれるものを計上していますが、町債や国道支出金など特定財源は、歳出経費に応じた額を計上しています。

■予算の概況

歳入

（単位：千円）

款	平成30年度 暫定予算 (A)	平成29年度 当初予算 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
1 町税	209,336	613,917	△404,581	△65.9
2 地方譲与税	32,893	117,000	△84,107	△71.9
3 利子割交付金	0	600	△600	△100.0
4 配当割交付金	0	2,300	△2,300	△100.0
5 株式等譲渡所得割交付金	0	1,400	△1,400	△100.0
6 地方消費税交付金	38,315	143,000	△104,685	△73.2
7 自動車所得税交付金	0	9,000	△9,000	△100.0
8 地方特例交付金	376	600	△224	△37.3
9 地方交付税	2,205,987	5,213,104	△3,007,117	△57.7
10 交通安全対策特別交付金	0	1,100	△1,100	△100.0
11 分担金及び負担金	50,037	147,601	△97,564	△66.1
12 使用料及び手数料	48,039	182,799	△134,760	△73.7
13 国庫支出金	16,755	467,195	△450,440	△96.4
14 道支出金	240,358	503,800	△263,442	△52.3
15 財産収入	11,665	62,321	△50,656	△81.3
16 寄附金	77,641	100,001	△22,360	△22.4
17 繰入金	0	199,423	△199,423	△100.0
18 繰越金	3,000	3,000	0	0.0
19 諸収入	14,376	100,406	△86,030	△85.7
20 町債	1,042,700	1,153,200	△110,500	△9.6
歳入合計	3,991,478	9,021,767	△5,030,289	△55.8

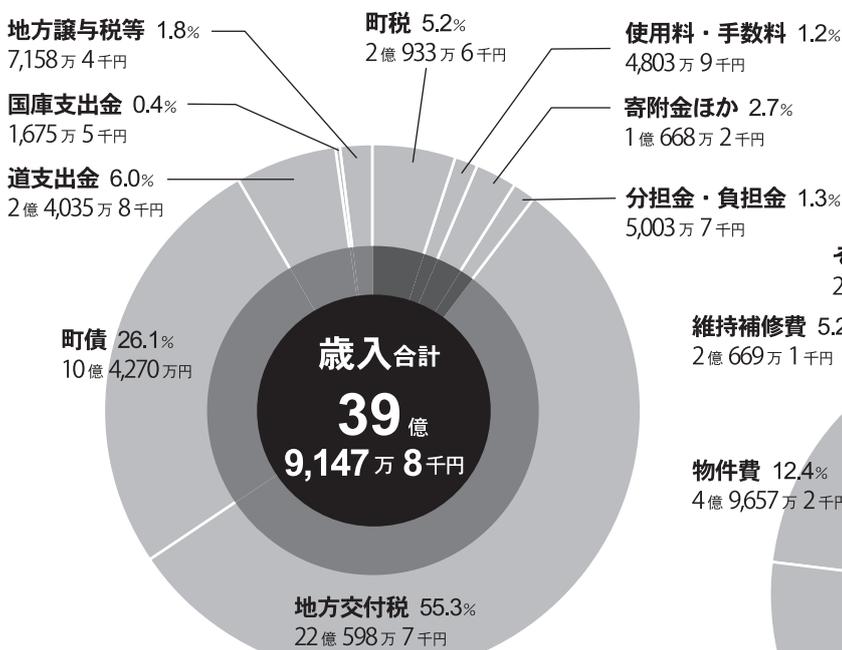
歳出

（単位：千円）

款	平成30年度 暫定予算 (A)	平成29年度 当初予算 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
1 議会費	19,495	53,032	△33,537	△63.2
2 総務費	539,645	762,788	△223,143	△29.3
3 民生費	1,114,370	2,297,631	△1,183,261	△51.5
4 衛生費	521,278	909,388	△388,110	△42.7
5 労働費	137	216	△79	△36.6
6 農林水産業費	272,811	479,297	△206,486	△43.1
7 商工費	88,642	147,166	△58,524	△39.8
8 土木費	399,621	798,823	△399,202	△50.0
9 消防費	450,150	422,241	27,909	6.6
10 教育費	254,335	630,742	△376,407	△59.7
11 公債費	500	1,339,243	△1,338,743	△100.0
12 職員給与費	327,494	1,178,200	△850,706	△72.2
13 予備費	3,000	3,000	0	0.0
歳出合計	3,991,478	9,021,767	△5,030,289	△55.8

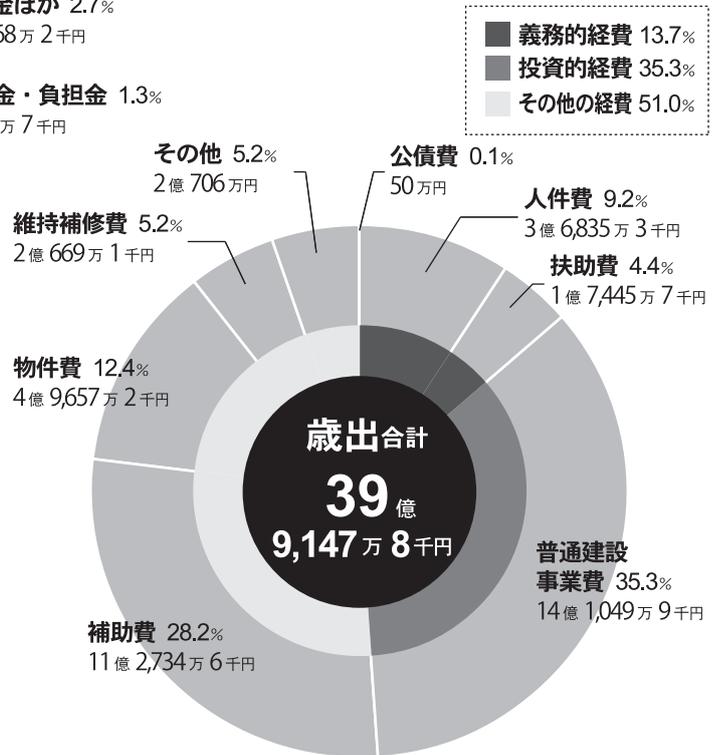


平成30年度 暫定予算のお知らせ



■ 自主財源 10.4%
■ 依存財源 89.6%

一般会計の内訳



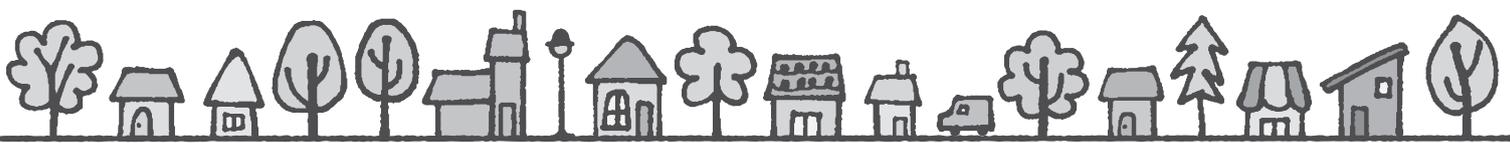
項目	内容	
歳入	町税	町民税、固定資産税など
	使用料・手数料	施設などの使用料、各種証明手数料など
	分担金・負担金	特定の利益を受けた（受ける）人からの負担金など
	地方交付税	地方公共団体の財政力に応じて、国税から一定の基準により配分される財源
	町債	国や銀行などからの借入金
	道支出金・国庫支出金	特定の事業に対して北海道や国から交付される財源
	その他	土地・建物貸付収入、前年度の繰越金など
歳出	公債費	借入金の返済にかかる経費
	人件費	職員の給料、議員報酬など
	扶助費	高齢者・児童・心身障害者などに行っている様々な支援に要する経費
	普通建設事業費	道路・学校などの公共施設の新増設事業を行う経費など
	補助費	各団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など
	物件費	賃金・旅費・需用費・役務費など
	維持補修費	道路や河川などの維持的な経費
その他	特別会計への繰出金や基金への積立金など	

特別会計	予算額
国民健康保険事業特別会計	2億9,225万8千円
後期高齢者医療特別会計	1,357万5万円
介護保険事業特別会計	2億5,481万9千円
介護サービス事業特別会計	1,699万4千円
簡易水道事業特別会計	1億811万5千円
営農用水道等事業特別会計	635万5千円
公共下水道事業特別会計	2億6,241万4千円
漁業集落排水事業特別会計	319万2千円
風力発電事業特別会計	526万8千円
瀬棚港旅客施設事業特別会計	68万5千円

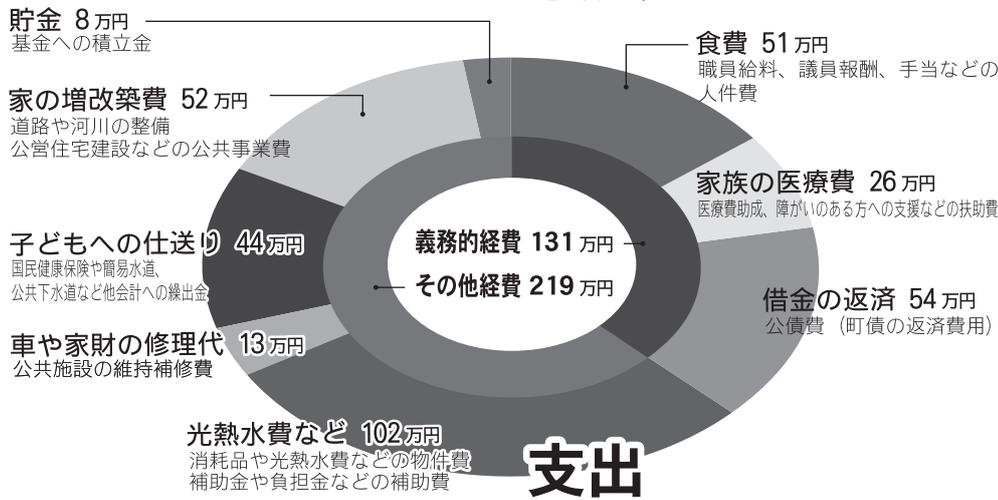
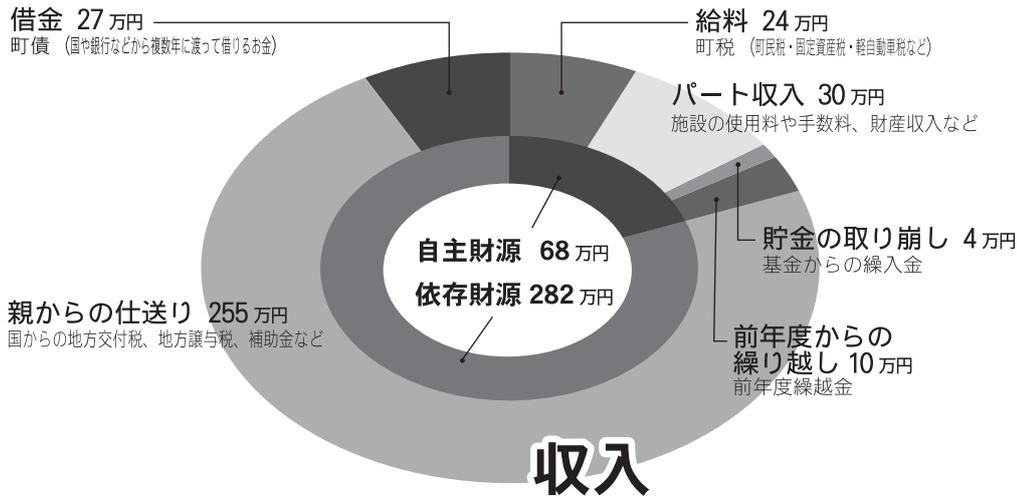
企業会計	予算額	
病院事業会計	収益的収支	3億4,195万円
	資本的支出	7,161万円

●**一般会計**
町の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費が組み込まれている会計

●**特別会計・企業会計**
一般会計と区分して設けられた会計。特定の事業を区別して別個に処理するための会計



せたな町の財政を年収350万円の家庭に例えてみました



用語説明

●健全化判断比率
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政指標の総称です。

●実質赤字比率
せたな町の普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

●連結実質赤字比率
公営企業会計を含むせたな町の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

●実質公債費比率
せたな町の全会計及び一部事務組合（北部松山衛生センター組合など）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

●将来負担比率
せたな町の全会計、一部事務組合及び第三セクター（温泉ホテルきたひやまなど）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

●標準財政規模
標準的な税収入額と地方道路譲与税などの交付金に地方交付税を加えた額で、標準的な行政サービスを行うための一般財源の規模を示す金額です。

●資金不足比率
せたな町の特別会計である病院事業や簡易水道事業などの各公営企業の営業収益（料金収入など）と事業規模とを比較した比率で、経営状況の深刻度を表す指標です。

健全化判断基準

平成28年度決算に基づくせたな町の「健全化判断比率」及び「公営企業資金不足比率」は、事務事業の見直しや起債の繰上償還などの取り組みにより、平成21年度と比較すると実質公債費比率で11.1%減の8.4%、将来負担比率は0以下となりました。総務省のホームページには全国版の健全化判断比率等（確報値）が掲載されています。（平成29年11月30日報道資料）

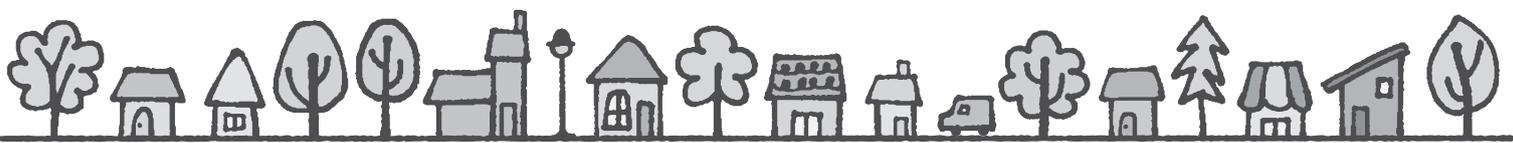
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000200.html

健全化判断比率	H21年度	H28年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	14.34%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	19.34%	30.0%
実質公債費比率	19.5%	8.4%	△11.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	108.3%	—	—	350.0%	—

公営企業資金不足比率	区分	資金不足額・剰余金	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業	法適用	6億6,244万円	—	20.0%
簡易水道事業	法非適用	1,010万円	—	
公共下水道事業		246万円	—	
漁業集落排水事業		11万円	—	
風力発電事業		1,122万円	—	

※法とは…「地方公営企業法」

↑不足額が無い
ため率はありません



平成28年度「普通会計」決算の報告

平成28年度の「普通会計」の決算がまとまりましたので地方自治法の規定により公表します。平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が施行され、地方公共団体は毎年度、実質的な赤字や、外郭団体を含めた実質的な将来負担などを表す指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足額を表す指標（資金不足比率）を議会に報告し、公表をしています。

歳入

Point 前年度に比べて5億3,176万円の減

歳入の決算額は94億9,297万円で、前年度比5.3%、5億3,176万円の減額となりました。

Point 歳入の80.6%は「依存財源」

歳入に占める「依存財源」の割合は80.6%（昨年比3.3%減）となっています。「地方交付税」は56億7,504万円で、前年度に比べ2億9,194万円の減となりました。「国庫支出金」は5億5,887万円で、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金や地方創生加速化交付金などにより6,912万円の増。「町債」は4億580万円の減となる7億4,090万円。「依存財源」全体では前年度に比べ7億6,428万円の減額となりました。

Point 「自主財源」は2億3,252万円の増

「自主財源」は、18億4,504万円で前年度から2億3,252万円の増額となりました。「寄附金」は前年度から1億7,605万円の増で、これはふるさと応援寄附金の増額によるものです。

区分	金額	構成比
依存財源	76億4,793万円	80.6%
地方譲与税等	2億9,344万円	3.1%
地方交付税	56億7,504万円	59.8%
国庫支出金	5億5,887万円	5.9%
道支出金	3億7,968万円	4.0%
町債	7億4,090万円	7.8%
自主財源	18億4,504万円	19.4%
町税	6億4,490万円	6.8%
分担金・負担金	1億3,821万円	1.5%
使用料・手数料	2億413万円	2.1%
財産収入	9,821万円	1.0%
寄附金	2億5,064万円	2.6%
繰入金	1億251万円	1.1%
繰越金	2億7,812万円	2.9%
諸収入	1億2,832万円	1.4%
合計	94億9,297万円	100.0%

歳出

Point 前年度に比べて全体で6億895万円の減

歳出の決算額は89億2,380万円で、前年度比6.4%、6億895万円の減額となりました。

Point 「義務的経費」が全体の37.3%を占める

借入金返済の「公債費」が前年度に比べ2億9,537万円の減、議員報酬や職員給与費である「人件費」は1,305万円の減、国の法律に基づいて支出する「扶助費」は1,129万円の増となり、これらの「義務的経費」は歳出全体の37.3%（前年比0.8%減）となっています。

Point 「その他の経費」は2億6,736万円の減

「その他の経費」のうち、産業振興、福祉・医療などを充実させる助成金や一部事務組合（消防、衛生センター）への負担金などの「補助費」は、前年度に比べ4億1,293万円の減、「積立金」はふるさと応援寄附金などにより7,733万円の増額となりました。「その他の経費」総額は2億6,736万円の減となりました。

Point 「投資的経費」は4,446万円の減

「投資的経費」の普通建設事業費では、大成総合支所改修工事、瀬棚総合支所改修工事のほか、防犯灯LED化改修事業などで、前年度に比べ4,446万円の減となりました。

区分	金額	構成比
義務的経費	33億3,091万円	37.3%
公債費	13億6,713万円	15.3%
人件費	12億9,002万円	14.5%
扶助費	6億7,376万円	7.5%
その他の経費	42億6,348万円	47.8%
補助費	15億3,897万円	17.2%
繰出金	11億2,764万円	12.6%
物件費	10億5,279万円	11.8%
積立金	2億218万円	2.3%
維持補修費	3億2,577万円	3.7%
貸付金・出資金	1,613万円	0.2%
投資的経費	13億2,941万円	14.9%
普通建設事業費	12億5,724万円	14.1%
災害復旧事業費	7,217万円	0.8%
合計	89億2,380万円	100.0%

※「普通会計」とは、毎年総務省が全国の自治体を対象に行う地方財政状況調査（通称「決算統計」）の会計区分です。会計の構成や範囲は各自体によって異なるため財政比較や統一的な掌握が難しいことから、統計上このような統一的区分が設けられています。

【せたな町地域連携事業】

町内会・地域と連携して事業を提案してみませんか

平成30年度から、各区において知恵と創意工夫を活かした地域事業を自らが考え実施し、町内会または地域と連携が図られる提案事業に対して補助金を交付します。

つきましては、平成30年度実施に向けて積極的な事業の提案をお待ちしております。



①補助対象者	町内会または地域と連携が図られる団体（以下「主催者」という。）
②補助対象事業	次の全ての要件を満たす事業 ・単年度事業（平成31年3月31日までに実施する事業） ・ソフト事業（備品購入費などのハード事業は対象外） ・主催者が自ら運営を行い、実施する事業 ・主催者が事業計画を作成し、各区の地域協議会において採択となった事業
③対象となる経費	・外部講師・専門家・出演者などへの謝金等 ・宿泊費（一泊分のみ 3,000円を上限） ・消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、食糧費（一人当たり1,000円を上限） ・会場使用料、機材等の借上料 など
④補助金の額	・補助対象経費の100%以内で補助（千円未満の端数は切捨）【予算の範囲内】 ※補助対象経費の総額から寄付金その他収入の額（個人負担・主催者負担）を控除した額
⑤募集期間	平成30年6月15日（金）まで
⑥提出様式	せたな町地域連携事業計画書（様式第1号） ※町ホームページに要綱、様式等を掲載していますので、ご活用ください。
⑦提出先	本庁まちづくり推進課まちづくり推進係 ☎0137-84-5111 瀬棚総合支所庶務係 ☎0137-87-3311 大成総合支所庶務係 ☎01398-4-5511

【事例1】

『町民運動会開催』の場合

主催者：運動会実行委員会

単一町内会ではなく、各町内会・地域と団体の連携が必要
 (〇〇町内会・〇〇町内会・〇〇地域・〇〇協会など)

補助対象事業者が自ら運営を行い実施する

参加人数100人

収入 (22万円)	○協賛金	80,000円
	☆主催者負担	20,000円
	☆補助金額	120,000円
支出 (22万円)	●消耗品	60,000円
	●印刷製本費 (プログラム印刷・PR等)	30,000円
	●傷害保険料	10,000円
	△食糧費 (お弁当・打ち上げ等)	120,000円

●補助対象経費 100,000円 - ○控除対象 80,000円
 = 20,000円 [補助対象]

△食糧費は参加人数100人 × @ 1,000円
 = 100,000円 (上限額)

よって補助金額は120,000円

【事例2】

『研修旅行』の場合

単一町内会ではなく、各町内会・地域と団体の連携が必要
 (〇〇町内会・〇〇農事組合など)
 (〇〇町内会・〇〇町内会など)

参加人数50人

収入 (92万円)	☆個人負担	450,000円
	☆補助金額	470,000円
支出 (92万円)	●バス借り上げ料	250,000円
	▲宿泊料金	400,000円
	●研修先への謝礼	10,000円
	●損害保険料	10,000円
	△懇親会経費	250,000円

●補助対象経費 270,000円 - ○控除対象 0円
 = 270,000円 [補助対象]

△食糧費は参加人数50人 × @ 1,000円
 = 50,000円 (上限額)

▲宿泊費は参加人数50人 × @ 3,000円
 = 150,000円 (上限額)

よって補助金額は470,000円

○控除対象 ☆控除対象外 ●補助対象経費 △一人当たり1,000円上限 ▲一泊分3,000円上限 ×補助対象外経費

※上記の事例は参考例です。実施を検討している事業がありましたら、担当までご相談ください。

まちづくり推進課からのお知らせ

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

「せたな町空家等除却補助金交付事業」について

最終年度!

①対象	「特定空家等」と認定されたもの（認定手続きには時間を要しますので、お早めにご相談ください） ※「特定空家等」とはそのまま放置すれば倒壊等の危険、著しく衛生上有害、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと ※特定空家等に認定されると、固定資産税の「住宅用地の特例」という優遇措置が適用されなくなり、固定資産税が上がる場合があります。
②内容	空家等に係る除却・解体工事費、処分費
③補助率	除却・解体工事費、処分費の2分の1以内（上限50万円） 【例】解体工事費96万円の場合：48万円補助
④条件等	・補助決定前に着工していないこと（解体内容等を役場担当者に事前に相談） ・せたな町内の許可業者が解体施工すること ・国等及びせたな町から他の助成（補助・補償）金を受けていないこと

※ まずは、事前に下記の問い合わせ先までご相談ください。

平成28年7月から

「せたな町空き家バンク制度」実施中です

あなたの空家
利活用しませんか？

利活用可能な空き家を貸したい、売りたいなどの所有者の意思を登録してもらい、また、せたな町に移住したい人や現に住んでいて借りたい、買いたいなどの意思をマッチングさせる事業が実施されています。

これまでの実績は「借りたい・買いたいニーズ」が2件、「貸したい・売りたいニーズ」で2件の申込みがありました。が、「貸したい・売りたいニーズ」では、土地の借地や売買の登記等が完了しておらず、登録に至っておりません。

今後も登録が増えることが予測されますが、相続等されている場合は必ず登記上どうなっているか、借地であれば契約上どうなっているかの確認をお願いいたします。



平成30年2月から

「マイホーム借り上げ制度」の相談窓口を開設しました

一般社団法人「移住・住みかえ支援機構（JTI）」の『マイホーム借り上げ制度』は、50歳以上のシニア層のマイホームを借り上げて転賃し、安定した賃料収入を保障する制度です。

この制度を利用するには、昭和56年6月の「新耐震基準」の適用以前の住宅については、耐震診断を受けていただくなどの条件がありますので、まずは町まちづくり推進課までご相談ください。

せたな町は、相談結果から移住・住み替え支援機構（JTI）への橋渡しをする役割を担っております。

住宅所有者様と契約を交わすのは、移住・住みかえ支援機構（JTI）となります。



空き家に対する様々な施策等が講じられていくこととなりますが、あくまでも個人の財産であることには変わりありません。所有者が管理意識を持ち、保安上、衛生上などで近隣住民等に問題を発生させない適切な管理をお願いいたします。

問い合わせ先

本庁まちづくり推進課 まちづくり推進係

☎0137-84-5111



民生委員・児童委員からのお知らせ

心配事、悩みごとを ひとりで抱えていませんか？



民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

こんな時にご相談ください

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他



暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること (職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他



家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他



育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他



その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等



平成29年度日本赤十字社資（寄付金）募集実績

総額

1,156,150 円

皆様の温かいご協力ありがとうございました。

町民皆様の善意に心よりお礼申し上げます。

皆様からお寄せいただいた社資は、全額日本赤十字社北海道支部に送納し、災害救護活動、救急法等の赤十字講習及び東日本大震災復興支援などに役立てられています。

また、毎年日本赤十字社北海道支部へ送納した社資金額の10%が、交付金（日赤活動費）として交付されます。

ありがとうございました



せたな町分区では、北海道支部からの交付金を活用し、避難所開設を想定した下記の災害用備品を備蓄いたしました。

- ①卓上カセットコンロ ②カセットボンベ ③インスタントメガネ ④簡易トイレ
- ⑤ポリタンク ⑥哺乳ボトル ⑦上腕式血圧計

また、地域の高齢者・身体障害者・社員及びそのご家族皆様方の日常生活を支援するため、福祉用具貸出事業を実施しております。貸出を希望する方は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

日本赤十字社せたな町分区(保健福祉課社会福祉係)
せたな町地域包括支援センター

☎0137-84-5984
☎0137-84-5699

年に一度、戸別受信機をチェックしましょう！

防災行政無線



せたな町では、防災行政無線を使い災害時の緊急放送や、日常の行政情報をお知らせしています。
転入・転出される場合の注意点をお知らせします。

戸別受信機について

ご家庭にある戸別受信機は、停電に備えて「単二型電池4個」が入るようになってます。電池の消耗や液漏れの防止のため年に1度（電池の寿命に関係なく）電池を交換しましょう。

※電池が切れている場合は、放送後に「ピーピーピー」とブザーが鳴りますので、電池を交換してください。

※電池は各世帯で負担していただくことになってます。

ご家庭に戸別受信機が設置されていない場合は、無料で貸し出しをしますので、担当窓口へご連絡ください。

●転入された方へ

戸別受信機は、1世帯に1台無料で貸し出ししていただきます。担当へご連絡ください。

●転出された方へ

お貸ししている戸別受信機の、返却手続きをお願いします。地区ごとに受信機が違いますので、町内で転居する場合も同様です。

●事業所の方へ

事業所においても戸別受信機を貸し出しています。設置負担金を納付していただくこととなりますが、希望される場合は担当までお問い合わせください。

こんなときはまず確認を！

戸別受信機から、チャイムや定時放送が入らないときは、まず次のことを確認しましょう。

- 電源スイッチは入っていますか？
- 電源ランプは点灯していますか？
- 電源ケーブルがコンセントに差し込まれていますか？
- アンテナは伸びていますか？
- 屋外アンテナが設置されている場合、ケーブルはきちんと接続されていますか？



問い合わせ先	本庁 総務課防災係	☎0137-84-5111
	瀬棚総合支所 庶務係	☎0137-87-3311
	大成総合支所 庶務係	☎01398-4-5511

情報公開制度

個人情報保護制度

町は、情報公開条例と個人情報保護条例を施行し、開かれた町政の推進と個人情報の保護を図ることにより、町民の基本的な人権の擁護に努めています。

お問い合わせ先 総務課総務係 ☎0137-84-5111

☐情報公開制度とは？
町と町民の皆さんの共有の財産である町有情報を公開することにより、町と町民の皆さんとの信頼関係を深め、町政への町民参加により、開かれた町政を実現しようとする制度です。

☐個人情報保護制度とは？
町が持っている町民の皆さんの個人情報を適切に管理し、開示、訂正などの権利を保障し、個人情報を保護することにより、町民の皆さんに信頼される町政を実現しようとする制度です。

B & G 瀬棚海洋クラブ会員を募集しています

B & G 海洋クラブとは
海洋性のスポーツ・レクリエーションとクラブ員の親睦を図ることを目的として活動しています。

海洋クラブ員になると
B & G 海洋センター艇庫（5月～9月）のカヌー・ローボート・スタンドアップパドルなど（シャワーを除く）の使用料が無料で楽しめます。

年会費（1人）
・高校生以下 300円、・一般 1,000円

☎ 教育委員会事務局 ☎0137-84-5111




町民農園 & ふれあい農園の紹介

せたな町では、毎年町民の皆様へ畑の貸し出しを実施しています。

場所は農業センター又は、瀬棚ふれあいセンターで、期間は5月15日（火）～10月31日（水）まで、1㎡当たり30円の畑を、お一人様50㎡から借りることが可能です。

今年は雪が多かったことから、夏の好天が期待されています。

町民多数のご利用をお待ちしています。

☎ せたな町農業センター

☎ 0137・85・1276



ヒグマに注意しましょう

畑や山菜採りに行くときは

●単独行動を避け、薄暗い時は行動しない。
●ラジオなどで常時音を出したり、鈴や笛などで自分の存在をアピールする。

●ヒグマのフンや足跡を見つけたらすぐ引き返す

ヒグマに出合ってしまったら

●あわてずに落ち着いて行動する。

●大声を出したり、走って逃げたりするとヒグマが興奮するので絶対にしない。

ヒグマを呼びよせないために

●残飯、生ゴミなどはヒグマにとっておいしいごちそうです。被害にあわないため、ゴミの後始末や、コンポストの管理はきちんと行いましょう。

ヒグマ目撃などの情報提供を

●ヒグマを目撃した場合はもちろん、足跡やフンなどを発見したときや、農作物への被害があった場合は直ちに各区担当係へ連絡願います。

☎ 本庁水産林務課林業係

☎ 0137・84・5111



山火事が発生しやすい時期です 火の取り扱いには十分注意しましょう！

雪解けが進む5月は、空気が乾燥し火災が非常に発生しやすい時期となります。畑での野焼きや山菜採りなどで山に入るときは、火の取り扱いには十分注意しましょう。山火事防止のために次のことを守りましょう！

畑での野焼きをする場合

- 風の強い日は、野焼きをしないようにしましょう。
- 消火用器具を用意してから行いましょう。
- 火が完全に消えるまでそばにいきましょう。

山菜採りに山に入る場合

- タバコの投げ捨ては絶対止めましょう。
(タバコを吸う人は携帯用灰皿を必ず持ちましょう。)



本庁水産林務課林業係

油流出事故を防ぎましょう！

近年、灯油ホームタンクからの油漏れや農作業に伴う燃料油等の流出事故が増えています。河川や土壌に油が流出すると、河川水を利用する水道や農業などに大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、河川へのオイルフェンス、油吸着マットの設置・回収・処理や汚染土壌の撤去・処理などを行いますが、処理にかかる費用は高額になる場合がほとんどです。油流出事故は、起こした人（原因者）の責任です。原因者は高額の治療費用を負担し、場合によっては損害賠償を請求されることもあります。灯油ホームタンクや施設、農業機械の管理等に十分に注意されるようお願いいたします。



■万が一、油を漏れいさせてしまったら

誤って油流出事故を起こしてしまったら、速やかに消防署および町民児童課環境衛生係（大成区・瀬棚区は庶務係）まで、必ず連絡してください。ご協力よろしく申し上げます。

■お問い合わせ先

- 町民児童課環境衛生係 0137-84-5111
- 大成総合支所庶務係 01398-4-5511
- 瀬棚総合支所庶務係 0137-84-3311

せたな町小形風力発電施設設置に係わるガイドラインの制定について

このたび制定しましたガイドラインは、せたな町において小形風力発電施設（20kw未満）及び施設建設に伴う送電線等の付帯施設の建設にあたって、住民の安心・安全、環境保全、景観形成の観点から事業者が自主的に遵守する事項を定めたものです。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や環境の変化等により、必要に応じて随時見直すこととしております。

対象となる小形風力発電施設は、せたな町において小形風力発電の新設、増設、又は改修をする場合を対象とします。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

【せたな町ホームページ】

http://www.town.setana.lg.jp/industry/post_609.html

■お問い合わせ先

まちづくり推進課商工労働観光係 0137-84-5111



なくそう 山菜採りによる遭難事故！

春になり本格的な「山菜採り」シーズンを迎えますが、毎年5月から6月は山菜採りによる遭難等の事故が多発しています。このため、山菜採りによる事故防止のため、次のことについて今一度注意しましょう。

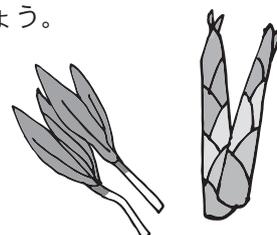
①安全な山菜採りのために

- ・ 家族などに、「行き先」や「帰宅予定時刻」を告げていきましょう。
- ・ 天気予報を確認し、悪天候の時は控えましょう。
- ・ その日の体調にあった行動をとり無理のないようにしましょう。
- ・ 夢中になって山中で迷わないようにしましょう。
- ・ 目先の収穫より安全第一を優先しましょう。



②万一のときの備え

- ・ 予備の食料（おにぎり、あめ玉など）を準備して入山するようにしましょう。
- ・ 着替え、雨具等を準備して入山するようにしましょう。
- ・ 携帯電話、笛、鏡、発煙筒などの位置を知らせる事ができるものを準備しましょう。
- ・ 携帯電話は、山中でも通話可能な場合があります。
- ・ 山では日暮れが早いので、早めに切り上げ下山しましょう。



北海道檜山振興局

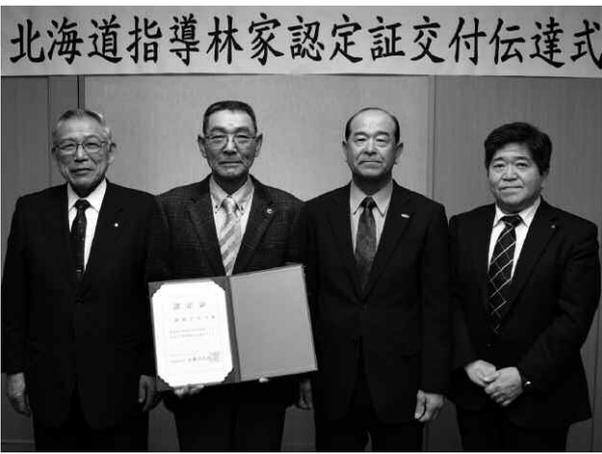
平成29年度北海道指導林家認定証交付伝達式

3月22日(木)、新家子幸夫さん(北檜山区)が北海道指導林家の認定を受け、檜山振興局森林室長から認定書が伝達されました。

北海道指導林家制度は、模範となるような生産活動を行っている林家を「指導林家」として認定し、林家の資質向上や林業普及の指導者として積極的に参画して頂くことを目的に平成12年から運用されています。

新家子さんは自営農業の傍ら、昭和44年に「杉の子林業グループ」へ入会以来、現在までの49年間に渡り地域林業の推進や林業担い手の育成・確保に取り組み、児童・生徒への森林環境教育にも尽力されています。

檜山管内では新家子さんが認定されたことにより、指導林家が24人となりました。



高度救命救急機材装備の新救急自動車を受納

3月22日(木)、せたな消防署にて救急自動車受納式が行われました。この救急自動車はJA共済連北海道本部から寄贈されたもので、本部では1975年度から交通事事故対策事業の一環として全道各地の消防署へ救急自動車の寄贈活動を続けています。

受納式は、須藤せたな消防署長、輪島新函館農協組合長ら関係者およそ30名が出席。寄贈者を代表し同農協の横道せたな地区運営委員長から高橋町長へ目録が贈呈され、続いて田中代表理事専務から佐々木副町長へマスコットキーが贈呈されました。

受納式の後、署員から救急自動車の機能説明が行われ、出席者は真剣に耳を傾けていました。



今回寄贈された救急自動車は、排気量2700cc、8人乗り四輪駆動車で、トヨタハイエースを基に除細動器付き心電図モニターなどの高度救命救急機材を装備しており、3月26日から運用されています。

(株)高橋建設から新小1年生に記念品

3月27日(火)、瀬棚区の株式会社高橋建設せたな本店(専務取締役 本店長 坂下正治氏)から新入学児童へ記念品が贈呈されました。

これは毎年、高橋建設が社会貢献の一環として行っている取り組みで、えんぴつ、消しゴム、ノートなどの文具と交通安全グッズの反射材キーホルダーのセットが成田教育長に届けられました。

この記念品は、4月6日(金)に行われた町内各小学校の入学式で、新入学児童に手渡されました。



(株)高橋建設から寄付金がありました

4月12日(木)、役場応接室において、株式会社高橋建設せたな本店専務取締役本店長 坂下正治氏からせたな町へ100万円の寄付がありました。

これは、同社が日ごろからお世話になっている地域への感謝の気持ちとして、産業担い手育成に役立ててほしいと寄付されたもので、当日は坂下本店長から高橋町長へ目録が手渡され、高橋町長から坂下本店長へ感謝の気持ちが伝えられました。

寄付金は、せたな町の産業担い手育成のために活用されます。



せたな観光協会からのお知らせ ～平成30年度レンタDEせたな&観光フォトコンテスト～



地域おこし
協力隊

せたな観光協会

ふじわら 藤原 あつき 敦樹

第35回

町内にも春の陽気が訪れ良い季節となりましたね！今回のこのコーナーも私が所属するせたな観光協会からのお知らせに利用させて頂くことになりました。観光協会ではこの平成30年度も様々な事業を始めておりますが、今回はその2つをご紹介します。

まずはせたな町の自然・産業・文化・歴史・祭り・人物など町の魅力を伝える写真のコンテスト・「せたな町観光フォトコンテスト」です。

作品の応募期間は、平成30年度は4月1日（日）から10月31日（水）までとなっています。（※郵送の場合、当日消印有効）審査は平成30年11月中、発表及び表彰式は

12月中を予定しています。入賞すると賞金や町の特産品が当たりますよ！応募条件など詳しい内容は、町内外に下記のポスター掲示やチラシ(裏が応募要領と申込書)をご覧になるか、観光協会にお問い合わせ下さい。



せたな町の美しい景観を写真におさめてどしどし応募ください！！

次にご紹介するのは、町外の人向けですが、せたな町を訪れる時にレンタカーを利用して、町内の指定宿泊施設で宿泊(2食付または朝食付)すると特典がもらえてしまうお得で便利なサービス、「レンタDE(デ)せたな」です。

今年度のご利用可能な期間は、4月28日(土)から翌平成31年1月31日(木)までとなっています。町内での宿泊や食事、買い物で利用できる(加盟店のみ)商品券がもらえるほか、さらに抽選で10名様にせたなの特産品が当たります！ご利用方法など詳しいことは、町内の指定宿泊施設や町外のレンタカー店などに下記のポスター掲示や、チラシ(表が詳しい利用方法と申込書)をご覧になるか、観光協会にお問い合わせ下さい。



「せたな町に遊びに来る時は、レンタカーを使って町内の宿泊施設に泊まるとお得！」とぜひ町外のご家族・ご親戚・ご友人にお知らせ下さい！

問 せたな観光協会 事務局

☎ 0137-84-6205 FAX 0137-83-8020

法テラス 八雲通信

知らないで損する「過払い金」

法テラス八雲法律事務所

弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)

■テレビCM等でよく耳にする「過払い金」の返還請求。読んで字のごとく、「払い過ぎたお金」を返還するよう請求することをお言いますが、「払い過ぎたお金」とは一体何を指すのでしょうか？「過払い金」を返還するよう請求できるのはどんな仕組みでしょうか？今回は、知らないで損する「過払い金」について紹介します(特に2008年より以前に金融機関から借入をおこなった経験のある方は要チェックです)。

■私たちが銀行や消費者金融からお金を借りるとき、多くの場合には利息を支払うこととなります。そして、利息に関しては、利息制限法という法律で一定の規制がかかっているのですが、2008年より以前は、多くの消費者金融が、この利息制限法の規制を無視した非常に高い金利での貸付をおこなっていたのです。つまり、「過払い金」返還請求とは、消費者金融等が本来受け取ってはいけない利息分を「払い過ぎたお金(過払い金)」として、返金するよう求めることをいいます。

■過払い金は、数十万円から数百万円にのぼるケースも珍しくはありません。また、借金を完済している方だけではない。

■「過払い金」に関する相談をはじめ、皆様からの各種法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-33383、8366)まで相談予約のお電話をお寄せください。また、法テラス江差法律事務所(☎050-33383、5563)でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

慢性腎臓病 (CKD) に注意しましょう



せたな町は健診や医療の状況から、高血圧や高血糖の人が多く、悪化し腎不全で亡くなる方が国と比べて多くなっています。腎臓は①老廃物を尿として体外へ排出する、②血圧を調整する、③血液をつくるホルモンを分泌する、④骨を健康に保つ、など多くの働きがあります。私たちの健康において重大な役割を担っており、まさに「肝腎かなめ」の臓器です。

○慢性腎臓病 (CKD) とは慢性的に腎機能の低下が続く状態をいいます。日本にはCKDの患者が約1,330万人(20歳以上の成人の8人に1人)いると考えられており、新たな国民病といわれ注目されています。CKDは初期には自覚症状がほとんどなく、気付かないうちに進行してしまうことがあります。進行すると、夜間多尿、体のむくみ、貧血(腎臓機能低下による)、だるさ、息切れなどの症状が現れ、末期腎不全から人工透析や腎移植が必要になることもあります。

【CKDの危険因子】

- ・70歳以上である
- ・家族に腎臓病の人がいる
- ・腎臓病の既往がある
- ・高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を罹患している
- ・肥満、メタボリックシンドロームの状態である

○腎機能をチェックしましょう

一定のところまで腎臓が悪くなると、腎臓の機能は元には戻りません。また、近年CKDは心筋梗塞や脳卒中などの命に関わる病気を招くことがかつてきましました。腎臓そのものだけでなく、心臓や脳を守るためにも定期的に健診を受診し早期発見につなげることが重要です。特定健診を受診すると、尿検査や血液検査から腎臓の機能を把握できます。

【CKDの診断】

①②のいずれか、または両方が3か月以上続いている状態

①腎障害がある

- ・たんばく尿や血尿などの尿異常がある
- ・画像診断や血液検査などで腎障害の存在が明らかである

慢性腎臓病 (CKD) の重症度分類

腎臓機能区分	腎臓機能	腎臓の働き	腎臓機能区分	腎臓機能	腎臓の働き
G1	正常または高値 (GFR≥90)	😊	G4	中等度～高度低下 (45>GRF≥30)	😞
G2	正常または軽度低下 (90>GRF≥60)	🙂	G5	高度低下 (30>GRF≥15)	😫
G3	軽度～中等度低下 (60>GRF≥45)	😐	G6	末期腎不全 (15>GRF)	😱

【eGFRと腎機能の程度】

②腎機能が低下している
・糸球体濾過量 (eGFR) が60未満の状態である



今月の担当
長谷川 久恵です

○腎臓を守るための生活習慣とは

①禁煙にチャレンジする
タバコに含まれるニコチンには血圧を上昇させる作用があります。喫煙は腎機能を低下させることが分かっており、CKDの危険因子です。また、喫煙は心血管疾患など様々な病気の危険因子でもあるので、まずは禁煙することが重要です。



②適度な飲酒をこころがける
適度な飲酒はCKDの発症や進行を抑制する一方、過度な飲酒はたんぱく尿を発症させる可能性があります。適正飲酒を心がけましょう。

【適正飲酒量】

日本酒：1合
ビール：中瓶1本
焼酎：0.6合
ウイスキー：ダブル1杯
ワイン：1/3本

③運動不足を解消する
運動不足は高血圧や糖尿病などの生活習慣病を悪化

させます。医師から特に運動制限の指示のない方は、適度な運動を心がけましょう。



④減塩にチャレンジする

塩分は腎臓で濾過されるため、減塩は腎臓の負担を減らすために有効です。また、減塩はCKDの危険因子でもある高血圧や高血糖の予防や改善にも重要です。
麺類の汁を残す、減塩の調味料を利用する、酢やレモンなどの酸味や香辛料を活用するなど工夫してみてください。



※今年度から特定健診・健康づくり健診を受診すると、尿検査で前日の推定塩分摂取量の測定ができます。日頃の塩分摂取量を知るチャンスです！是非ご利用ください。

【特定健診】

40歳以上でせたとな町国民健康保険に加入されている方、生活保護を受けている方、75歳以上の後期高齢者の方が受診できます。

【健康づくり健診】

18〜39歳で日頃健診を受診する機会のない方が受診できます。



特定健診伝言板

頭の検診日程についてお知らせします

頭の健診を実施します。

受診を希望する方は、お早めに各区保健師までお申し込みください。

- ・大成区 5月25日(金)・26日(土) 大成町民センター (締め切り:5月7日(月))
- ・北檜山区 5月28日(月)・29日(火)・30日(水) } せたとな町健康センター (締め切り:5月14日(月))
6月4日(月)・5日(火)・6日(水)
- ・瀬棚区 5月31日(水)・6月1日(金)・2日(土) 瀬棚保健センター (締め切り:5月18日(金))



健診申込・健康相談などは各保健師まで

- せたとな町健康センター ■0137-84-5984
- 瀬棚総合支所 ■0137-87-3311
- 大成総合支所 ■01398-4-5511

平成30年度新規採用職員をご紹介します!

生=生年月日 出=出身地 血=血液型 学=最終学歴 趣=趣味 特=特技 好=好きな芸能人



教育委員会事務局
学校教育係兼総務係
おおつじ しょうご
大辻 省吾

生平成11年 出せたな町
血O 学檜山北高校
趣スポーツ観戦(主にサッカー)、読書
特サッカー 好山崎賢人

4月から職員として働くことになりました。社会人1年目ですが精一杯頑張りますのでよろしくお願いします!



総務課
職員厚生係兼総務係
てづか だいき
手塚 大樹

生平成10年 出せたな町大成区 血A 学大原法律公務員専門学校
趣音楽鑑賞、スキー
特ドラム 好Acid Black Cherry

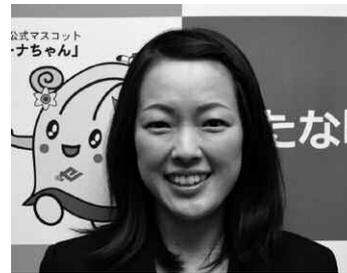
せたなの景色が好きで地元で働きたいと思っていました。これから町民の皆様のご期待に応えられるよう努めていくので、よろしくお願いします。



せたな町立認定こども園
保育教諭
かんの しほ
神野 志帆

生昭和59年 出せたな町
血O 学専門学校
趣旅行 特 好

札幌の専門学校を卒業後、登別の幼稚園で12年間勤務し、この度せたな町に帰ってきました。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



瀬棚保育園
保育士
かわむら あや
河村 綾

生昭和58年 出せたな町北檜山区 血B 学札幌国際大学短期大学部
趣寝ること、食べること
特笑顔 好ジャニーズ系

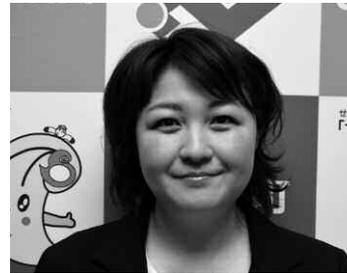
せたな町の職員にふさわしく、元気で明るい職員を目指します。どうぞよろしくお願いいたします!



せたな町立国保病院
看護係
ささき あや
佐々木 彩

生昭和62年 出せたな町北檜山区 血A 学北海道立江差高等看護学院
趣野球観戦(楽天イーグルスのファンです) 特ポルダリング 好GLAY

看護師8年目を地元で迎えられ大変嬉しく思います。この町の医療に貢献できるよう頑張りますのでよろしくお願いします。



せたな町立国保病院
看護係
さわや ゆき
澤谷 夕紀

生昭和53年 出千歳市 血O 学国立療養所西札幌病院附属看護学校
趣スポーツ観戦(ファイターズ、レバンガ) 特映画工作 好ゴスペラーズ

これまで臨時職員として働いていましたが、この度、正職員になりました。今まで以上に責任感をもって仕事に励んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。



経済産業省・都道府県・市区町村

- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)使用することは絶対ありません。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

平成30年工業統計調査を実施します

○平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で実施します。

3月31日(土) 54年間の歴史に幕「若松保育所」



※写真は昨年12月27日(水)に行われた修了式の様子

昭和39年5月の開設以来、54年間にわたり地域の保育を支えてきた「若松保育所」。町内唯一のへき地保育所として、農繁期などの季節保育を担ってきましたが、少子化などの影響で入所児童数が減少し今後の入所児童の増加も見込めないことから、地域の皆さんと協議を重ねた結果、平成30年3月31日をもって閉所することとなりました。

地域に大切にされながらもその長い歴史に幕を降ろすこととなりましたが、若松保育所は、地域の皆さんの温かいご支援により大切にされてきたその園舎で、最後の修了児童を送り出しました。今後はその役割を新設の認定こども園きたひやまが引き継ぐこととなります。

4月7日(土)・8日(日) 素人そば打ち初段位・二段位認定道南大会が開催されました

4月7日(土)、8日(日)の2日間、町民ふれあいプラザを会場に「全道協」第9回素人そば打ち初段位・二段位認定道南大会が開催されました。

昨年の第8回大会に続き、せたな町での開催となった今回は、函館市や北斗市、伊達市などから初段位10人、二段位19人が参加。初日の7日には二段位、2日目の8日には初段位の認定会がそれぞれ行われ、参加者は段位の取得を目指しました。



3月18日(日) 北渡島檜山4町連携推進事業「バブルサッカー普及・交流大会」



3月18日(日)、町民体育館を会場に「バブルサッカー普及・交流大会」が開催されました。

これは、北渡島檜山4町(せたな・今金・長万部・八雲)地域連携推進協議会が主催したもので、同協議会が行う普及・交流大会は今回が初となります。

ノルウェーのテレビサッカー番組から生まれた新しいスポーツのバブルサッカー。今回は5人1チーム、前半5分・ハーフタイム2分・後半5分を1試合として、フットサルのルールに準じて行われました。

当日は小学生の部5チーム、一般の部6チームが参加し、バンパー(選手のからだを覆うビニール製のボール)を激しくぶつけ合う迫力のある試合が展開されました。

3月21日(水) 体幹トレーニングやストレッチで健康に「元気なカラダづくり教室」

3月21日(水)、ふれあいプラザにおいて「元気なカラダづくり教室」が開催されました。

教室には60代から70代の男女11人が集まり、札幌市トレーニングパーク手音 代表 山本敏未 氏の指導で、セルフチェックと題した体カテストで自分の身体の現状を知ることからはじまりました。その後、体幹を鍛えることの重要性や正しいストレッチ法の講話を受け、楽しみながら健康寿命の促進に効果的なトレーニングに取り組みました。



入学おめでとう！

町内の各小学校で入学式が開催

4月6日(金)



◎北檜山小学校



◎瀬棚小学校



◎久遠小学校



4月6日(金)、町内の3つの小学校(北檜山・瀬棚・久遠)で入学式が行われました。

今年の新一年生は北檜山28人、瀬棚7人、久遠4人の計39人でした。

新一年生は、すこし緊張した様子の子から保護者に笑顔で手を振る子まで、担任の先生に名前を呼ばれると元気よく返事をし、お兄さんお姉さんからの歓迎の言葉もしっかりと聞いていました。

認定こども園きたひやまで「はじめての入園式」

4月3日(火)



4月3日(火)、認定こども園きたひやまにおいて、はじめての入園式が行われました。

4月1日に開園した認定こども園きたひやまには、今回の入園式で新入園児31人を含む0歳から5歳児の116人が入園しました。お父さんお母さんに抱かれたり、手をつないだりしながら元気に入場した子ども達は、新しいお友達との出会いを喜んでいました。

※認定こども園の詳細については、P2、3をご覧ください。



3月24日(土) 道高むつ子さん江差追分日本一25周年を記念してファン400人が大歓声！



3月24日(土)、ふれあいプラザにおいて「民謡・演歌・舞踊チャリティショー」が開催され、町内外から400人あまりの民謡ファンが集まり、多彩な唄や踊りの華やかな舞台を満喫しました。

このチャリティショーは、道高むつ子さんの江差追分日本一25周年を記念して行われたもので、道高さんが江差追分踊り保存会の踊りとともに披露した歌声には、観客から「日本一！」という声援が送られるなど、会場は大いに盛り上がりました。

また、特別ゲストとして参加した小野花子さん、井上さつきさんらの迫力のある民謡も披露され、来場者は楽しいひと時を過ごしました。

なお、今回のチャリティショーの収益は義援金として、道高せたな民謡会長から内田せたな町社会福祉協議会長へ贈られました。

3月11日(日) 第19回ハマトカップフットサル大会が開催

3月11日(日)、第19回ハマトカップフットサル大会が瀬棚区で開催され、せたなジュニアFC U10が出場しました。

予選リーグで倶知安・札幌・函館のチームと対戦し全試合に圧勝し1位で予選を通過、1位トーナメントでは亀田サッカー少年団(函館)に4-0、決勝では知利別サッカー少年団(室蘭)に2-1で勝利し見事優勝を飾りました。

強豪16チームが集まった1年の締めくくりとなるこのハマトカップで優勝できたことを、メンバーは本当に喜んでいました。

4月からは、外でのサッカーも始まるので、もっともっと練習をして上を目指して頑張っていきたいと意気込んでいました。



4月3日(火) 北中・瀬中野球部員、全国で大活躍



4月3日(火)、町長室で北檜山中学校・瀬棚中学校野球部員が、中学生野球北海道選抜全国優勝及び、檜山選抜全道優勝の報告会を行いました。

3月17日(土)、18日(日)に開催されました第19回全国中学生軟式野球大会には、吉野龍生君(北中)、大津綾也君(北中)の2人が北海道選抜に選ばれ、大津君が主将を務め北海道選抜チーム一丸となって、全国から集まった16チームの頂点に輝きました。

また、3月24日(土)、25日(日)に開催されました第7回14U関東オープンKB野球大会には、森垣集君(瀬中)、大津綾也君(北中)、吉野龍生君(北中)、山下遥音君(北中)、小山綸斗君(北中)、安藤勇翔君(北中)、三上翔音君(北中)の7人が檜山選抜に選ばれ、全道大会を勝ち抜いたチームワークを活かし、全国から集まった16チームの頂点に輝きました。

建災防江差分会から講習会受講者の募集

建災防江差分会では、有資格者の充足を図るため、次のとおり講習会を開催いたします。

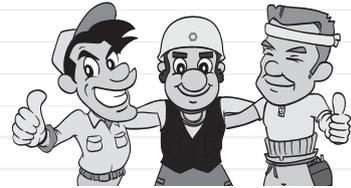
募集種目	日程	時間	受講料	申込期間
ローラー（締固め用機械） 特別教育【学科・実技あり】	5/21(木)～5/22(金)	午前9時～	20,780円	4/20(金)～5/10(金)
職長・安全衛生責任者 教育【学科のみ】	6/5(金)～6/6(土)	午前9時～	19,260円	5/1(金)～5/25(金)

※学科会場はいずれも檜山建設会館（江差町字丸山299-15）

問い合わせ・申し込み先

建設業労働災害防止協会 江差分会

☎0139-52-1813(檜山建設協会内)



瀬棚郷土館が 5月1日オープン

■開館期間／5月1日～6月30日

■利用時間／10時～17時
(毎週月曜休館)

■観覧料金／高校生以上 300円／1人
※10人以上の団体240円／1人
中学生以下150円／1人
※10人以上の団体120円／1人



※10月1日オープン予定の生涯学習センター移転準備のため7月から休館いたします。

☎ 瀬棚郷土館 ☎0137-87-3205
瀬棚教育事務所 ☎0137-87-3322

「仕事休もっか計画」



チームのサポートがあれば、仕事も休日ももっと輝く！まずは、ゴールデンウィークからはじめましょう！

＜働いている皆さんへ＞

年次有給休暇の取得は、会社に申し出ることが必要です。仕事を計画的に進めるのと同様に、年次有給休暇についても、職場を調和を図り計画的に取得しましょう。

＜経営者の皆さんへ＞

事業計画を検討するに当たっては、従業員の年次有給休暇取得を考慮しましょう。また、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度（計画的付与制度）もあります。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト

<http://work-holiday.mhiw.go.jp/>

コリドール交流情報館 ～行ってみよう！～となりまち

長万部町

あやめ公園 パークゴルフ場オープン！

あやめ公園パークゴルフ場が4月13日にオープンしました。全36ホールのほか、町花である「あやめ」などの花壇が整備されており、6月下旬～7月上旬には、多数の「あやめ」が咲き誇ります。■プレー代（町外）1日券大人500円 小人300円、その他回数券もあり■用具貸出/無料■長万部町役場建設課建築公園係☎01377-22456

八雲町

色鮮やかなつじが満載！ 第38回 落部公園つじ祭り

早咲きから遅咲きまで約5千本のツジが咲き誇る落部公園を会場に今年も「落部公園つじ祭り」を開催します。なお、諸般の事情により「落部公園つじ祭り」は、今回が最終回となります。「山本譲二・ちはらさき」歌謡ショー（HBCラジオ企画）、「落部小学校児童部 よこい」ソラン演舞、「八雲中学校吹奏楽部」演奏、ジャンボビンゴ大会、餅まき、「すり身汁」無料サービスなど内容盛り沢山！■日時/6月3日(日) 10時～15時■場所/落部公園(雨天時は落部町民センター)■落部公園つじ祭り実行委員会☎01377-672231

八雲町熊石地域 第24回熊石あわびの里 フェスティバル

あわび食街道・浜焼き街道・いにしえ食街道など色々な「食」が格安で味わえます。活あわびが当たる宝もちまきやビンゴ大会、あわびオーナー抽選会などイベントが盛り沢山です。■期日/5月20日(日) 9時30分～■場所/熊石青少年旅行村■熊石あわびの里フェスティバル実行委員会☎01398-23111

今金町

奥美利河温泉山の家

平成30年度休業のお知らせ

釣り人の皆さんへ！ライフジャケットを必ず着用しましょう

昨年、せたな町内では、釣り中に磯場及び港内で5件の海中転落事故があり、死亡事故も発生しています。

道内の過去5年間における釣り中の海中転落事故では、ライフジャケット着用者の約70%が助かりましたが、ライフジャケット未着用者は半数以上が亡くなっています。

第一管区海上保安本部で実施した、釣り人に対するアンケートで、ライフジャケット未着用の理由として一番多かったのが、「自分は落ちるはずがない」でした。

釣りを楽しむ磯場及び港内は足元の悪い場所が多く、常に海中転落事故の起こる可能性があります。

安全に釣りを楽しむために、次の事に留意しましょう。

- ・家族などに行き先や帰宅時間等の予定を伝え、出来る限り複数人で釣りに出かけましょう。
- ・事前にテレビ、スマートフォン等で釣り場の気象情報を入手し、天候の悪化が予想されるときは、無理をせずに中止しましょう。
- ・ライフジャケットは、着用する前に必ず不具合箇所がないか点検し、常時適切に着用しましょう。
- ・岩場や崖下等での釣りは大変危険ですので十分注意しましょう。
- ・海は皆のものです。ゴミは責任をもって処理し、海のマナーを守りましょう。
- ・携帯電話（防水パック入り、GPS機能ON）等、緊急時の連絡手段を確保しましょう。
- ・もしもの時の救助要請は、「118番」まで。



☎ 瀬棚海上保安署 ☎ (0137) 87-2634

農業用水路や施設には、危険なので近寄らない！

農業用水路への転落事故を未然に防ごう！

農作業の開始で、農業用水路には大量に水が流れ込み、転落事故の危険性も増えます。事故を未然防止するため、家庭、学校などでも危険な場所へ近づかないよう注意を呼びかけることも大切です。

また、子どもたちが水路のそばで遊んでいるのを見かけたら、進んで声をかけてあげましょう。

農業用施設の水難事故に注意しましょう！

大雨などの際、ダム・頭首工のゲート操作で、下流に放流する場合があります。土地改良区の警報車で河川水位が上昇することを警告しますので、拡声器から「ただちに川から離れてください」という放送を聞いたらすぐ河川区域内から離れましょう。



おねがい！用水路にごみを捨てないで！

☎ 狩場利別土地改良区 ☎ 0137-82-0244

周囲を大自然に囲まれた静かな白別渓谷にある秘湯「湯とびあ白別」は地元湯治客や観光客に大人気。お湯は天然硫酸塩泉で無色透明、湯温は約53度あり、慢性皮膚病や神経痛に効果があります。■場所／せたな町大成区平浜（宮野国道沿い看板あり）■場所／せたな町大成区平浜（宮野国道沿い看板あり）■入浴料／清掃協力金として100円納入願います。☎ せたな町大成総合支所 ☎ 01398-4-5511

せたな町大成区 秘湯「湯とびあ白別」

せたな町奥尻航路（43km・約1時間半）は5月1日から10月15日まで毎日運航されます。昨年就航した「カランセ奥尻」は、バリアフリー席はもちろん、キッズルームやベビールーム、パウダールーム併設のレディースルームなど充実仕様。絶景のアイランドビューシートは一度乗船をお勧めします。詳しくはハートランドフェリー各支店または営業所まで。■時刻表／せたな発／奥尻着14時5分 15時35分 料金／せたな発奥尻 1700円から ☎ ハートランドフェリー せたな営業所 ☎ 0137-87-3963 / 奥尻支店 ☎ 01397-2-3131

せたな町瀬棚区 せたな〜奥尻のフェリーが5/1運航開始

全道屈指の広さを誇る北檜山グリーンパーク・パークゴルフ場がオープン。100mを超えるロングホールも多数整備され、そのなかには日本一とも言われるロングホールも。■使用料／1ラウンド（高校生以上300円、中学生以下70歳以上100円）用具一式貸出1ラウンド（200円）■場所／せたな町北檜山区豊岡町まちづくり推進課 ☎ 0137-84-5111 / 北檜山グリーンパーク ☎ 0137-86-0530

せたな町北檜山区 日本一と言われるロングホールも！ 北檜山パークゴルフ場

昭和61年の落成から32年が経過し、施設の随所に老朽化が見られます。また、営業に際して温泉法や公衆浴場法等国の基準を満たすための整備や改修も必要であるなど、課題を解決しなければなりません。このことから、昨年度に続き休業とさせていただきますことになりました。☎ 今金町役場まちひと交流課 ☎ 0137-82-0111



忘れないで納期限

◎軽自動車税

納期限は
5月1日火です
忘れずに納めましょう

「ご相談ください」

司法書士による無料相談のお知らせ

相続・贈与・売買・会社設立・債務整理・成年後見など心配ごとについてご相談ください。(相談無料・予約制)

- 日時 5月9日(木)10時～12時
- 予約締切 5月7日(火)※先着4名まで
- 場所／ふれあいプラザ
- 担当相談員 司法書士 森 奈津美
- 役場総務課総務係

「ご相談ください」

函館弁護士会による法律相談のお知らせ

函館弁護士会では、せたな町で月1回法律相談所を開設しております。金銭関係や不動産関係、家

事関係など法律上の問題で困りの方はぜひご相談ください。

なお、相談をご希望の方は、予約制・先着順となっておりますので、事前に函館弁護士会までご連絡ください。(相談無料・予約制)

- 日時 (5月～7月分)
 - ・5月11日(金)
 - ・6月8日(金)
 - ・7月13日(金)
- 実施時間／13時～16時
- 相談件数／6件
- 場所／ふれあいプラザ
- 函館弁護士会

「ご相談ください」

すずらん無料法律相談会のお知らせ

弁護士があなたの街にうかがい無料で相談いたします。当日の飛び込み相談も受け付けますが、予約された方を優先いたします。

お知らせします

自動車税の納期限について

自動車税の納期限は、5月31日(木)です。忘れずに納めましょう!

納税通知書の発布日は、5月7日(月)です。お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税部課税担当 (011-746-1190)までご連絡ください。

口座振替やコンビニエンスストアで納税できるほか、パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用して、インターネット上の「Yahoo! 税金支払い」サイトから、クレジットカードによる納税手続きができます。

ご不明な点は、道税ホームページをご覧ください。くわしくは、道税ホームページをご覧ください。

● 檜山振興局税務課納税係

「ご案内します」

心の健康相談の実施について

平成30年度北海道八雲保健所精神保健専門相談を実施します。心の健康相談をご希望の方は、ぜひご利用ください。

- 日時／5月10日(木) 13時30分～15時30分
- 場所／今金地域保健支所
- 八雲保健所保健係



道税ホームページ QRコード

道税ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.html>

第46回 玉川公園 水仙まつり

歌謡ショー
歌手 彩川さくら 津軽三味線 菅野優斗

吹奏楽コンサート
檜山北高等学校 北檜山中学校 自衛隊音楽隊

郷土芸能
二俣風神太鼓 浮島竜神太鼓

同時開催!!
第46回水仙まつりロードレース大会

自衛隊装甲車の展示を行います!

5月13日(日)午前11:00～玉川公園(北檜山区丹羽)
せたな観光協会 水仙まつり実行委員会 TEL 0137-84-6205

※3月1日から3月31日受付分

合計777件

8,720千円

ふるさと応援寄附金については平成27年7月1日からインターネットサイト(さとふる)での受付をスタートし、返礼品の贈呈も開始しています。

次回予定 **移動町長室** Move mayor room

5月8日(火) 瀬棚総合支所

- ◎移動町長室は9:00から開設し、終了時刻は午後以降の町長のスケジュールで流動的となります。
- ◎当日は区内を巡回して不在のこともありますので、御用の際は事前に予定をお問い合わせください。
- ◎公務の都合上、急に日程を変更する場合もありますのでご理解願います。

戸籍の窓口

(3月1日～3月31日届出)



お誕生おめでとう

- 阿部 凱^{とき}くん (征人) 豊岡
- 西條 颯^{はやと}くん (明人) 豊岡
- 瀬山 莉駒^{りく}くん (智) 北檜山
- 伊藤 望晴^{みはる}ちゃん (淑治) 宮野

ご結婚おめでとう

- 〔澤田 良太さん 北檜山
- 〔田中 千賀さん 今金町

おくやみ申し上げます

- 澁谷 喜代さん (93歳) 若松
- 関谷ミツ子さん (81歳) 若松
- 織田 サダさん (96歳) 愛知
- 河田 正子さん (67歳) 東丹羽
- 岩本 悟さん (80歳) 北檜山
- 田中 七郎さん (87歳) 西丹羽
- 重田 辰雄さん (86歳) 丹羽
- 加藤 清子さん (73歳) 北檜山
- 田部 典夫さん (76歳) 丹羽
- 柳坂フミヨさん (100歳) 北檜山
- 内山 廣さん (85歳) 本町4区
- 石上 秀雄さん (74歳) 本町10区
- 小隅 常平さん (80歳) 元浦4区
- 新保 誠一さん (80歳) 本町8区
- 手塚 佑子さん (82歳) 本陣
- 土谷 喜一さん (87歳) 久遠

ご家族の同意を得た方のみ掲載しています。

人口と世帯

3月末現在 (前月比)

人口	8,067人	(-102)
北檜山区	4,680人	(-58)
大成区	1,524人	(-14)
瀬棚区	1,863人	(-30)
男	3,801人	(-50)
女	4,266人	(-52)
世帯	4,251世帯	(-27)

戸籍年金係からのお知らせ

国民年金保険料の『後納制度』について

平成27年10月から過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成30年9月で終了します。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用できる方が1ヵ月分の保険料を納めることにより、将来受け取る年金額が年間1,624円(平成30年4月時点の年金額より試算)増額します。

また、従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金保険、厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と、保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

ご利用を検討されている方は、**最終の納付期限が平成30年9月30日まで**となっておりますので、お早めにお申込み下さい。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

- ◎後納制度を利用するには申込みが必要ですので、基礎年金番号がわかる手帳等をご持参のうえ、役場年金係で手続きをお願いします。



函館年金事務所による年金相談 (完全予約制：先着8名)
日時：7月19日(木)10:30～15:30/場所：せたな町役場

国民年金に関するお問い合わせ先 函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165

- 本庁⇒町民児童課戸籍年金係 [担当/萩原] ☎ 0137-84-5111
- 瀬棚総合支所⇒住民係 [担当/稲船] ☎ 0137-87-3311
- 大成総合支所⇒住民係 [担当/谷川] ☎ 01398-4-5511

